

第22期中間決算公告

2023年12月22日

埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号

株式会社埼玉りそな銀行

代表取締役社長福岡聰

中間連結貸借対照表（2023年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	6,345,439	預 渡 性 預 金	16,870,323
コールローン及び買入手形	2,925	債券貸借取引受入担保金	179,870
買 入 金 錢 債 権	55,457	借 用 金	601,548
商 品 有 価 証 券	7,315	外 国 為 替	60,249
有 価 証 券	2,739,533	そ の 他 負 債	485
貸 出 金	8,825,146	賞 与 引 当 金	100,761
外 国 為 替	12,741	そ の 他 の 引 当 金	2,753
そ の 他 資 産	252,187	繰 延 税 金 負 債	6,030
有 形 固 定 資 産	51,381	支 払 承 諾	762
無 形 固 定 資 産	2,648	負 債 の 部 合 計	28,322
退職給付に係る資産	3,302	(純資産の部)	17,851,107
支 払 承 諮 見 返	28,322	資 本 金	70,000
貸 倒 引 当 金	△ 24,114	資 本 剰 余 金	100,000
		利 益 剰 余 金	225,098
		株 主 資 本 合 計	395,098
		その他の有価証券評価差額金	52,314
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	7,528
		退職給付に係る調整累計額	△ 3,761
		その他の包括利益累計額合計	56,081
		純資産の部合計	451,180
資 産 の 部 合 計	18,302,287	負債及び純資産の部合計	18,302,287

中間連結損益計算書 (2023年4月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	78,582
資 金 運 用 収 益	43,969
(うち貸出金利息)	(33,736)
(うち有価証券利息配当金)	(7,408)
信 託 報 酬	29
役 務 取 引 等 収 益	25,128
そ の 他 業 務 収 益	2,254
そ の 他 経 常 収 益	7,200
経 常 費 用	54,857
資 金 調 達 費 用	2,845
(うち預金利息)	(502)
役 務 取 引 等 費 用	8,386
そ の 他 業 務 費 用	1,431
當 業 経 常 費 用	38,960
そ の 他 経 常 費 用	3,233
経 常 利 益	23,724
特 別 損 失	150
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	23,574
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,407
法 人 税 等 調 整 額	463
法 人 税 等 合 計	6,871
中 間 純 利 益	16,703
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	16,703

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等 1 社
会社名 株式会社地域デザインラボさいたま
②非連結の子会社及び子法人等 1 社
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。
②持分法適用の関連法人等はありません。
③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1 社
④持分法非適用の関連法人等はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 1 社

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8 年～50 年

その他 2 年～20 年

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結される子会社で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後 3 年間、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後 1 年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は 1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、最近の期間における貸倒実績率の増加率を考慮する等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 16,588 百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上することとしております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 3,934 百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

ポイント引当金 1,023 百万円

「りそなクラブ」におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 944 百万円

信用保証協会の責任共有制度や提携商品における負担金として、将来発生する費用を見積もり、計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

同基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、「信託報酬」や「役務取引等収益」に含まれております。

「信託報酬」は顧客から受託した信託財産を管理・運用することによる収益で、主にこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

「役務取引等収益」は、預金・貸出業務や為替業務などによるサービス提供からの収益が主要なものであります。

預金・貸出業務に係る役務収益は、口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益やシンジケートローン、コミットメントラインからの収益が含まれております。口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益は、主としてこれらのサービスが提供された時点で、シンジケートローン、コミットメントラインからの収益はこれらのサービスが提供された時点又はこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

為替業務に係る役務収益は、主として国内外にわたる送金手数料による収益で、主としてこれらのサービスが提供された時点で収益を認識しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日。以下「業種別委員会実務指針第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジのほか、一部については個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグループ化のうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日。以下「業種別委員会実務指針第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

③ 一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

(12) グループ通算制度の適用

当社及び連結される子会社は株式会社りそなホールディングスを通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 442 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸賃借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	13,687 百万円
危険債権額	47,679 百万円
三月以上延滞債権額	220 百万円
貸出条件緩和債権額	32,466 百万円
合計額	94,053 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 11,581 百万円であります。

4. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	1,556,212 百万円
	貸出金	500,116 百万円
	その他資産	3,895 百万円
担保資産に対応する債務	預金	12,451 百万円
	債券貸借取引受入担保金	601,548 百万円
	借用金	60,200 百万円
	その他負債	1,936 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産 100,025 百万円を差し入れております。また、その他資産には、先物取引差入証拠金 57,628 百万円、金融商品等差入担保金 10,041 百万円及び敷金保証金 2,850 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違

反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,624,591百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,567,017百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、と信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 61,743百万円
7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は107,385百万円であります。
8. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は15.58%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益411百万円、株式等売却益6,138百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額301百万円、貸出金償却265百万円、株式等売却損915百万円、金融派生商品費用503百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益21,664百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	55,457	55,460	2
(2) 商品有価証券	7,315	7,315	—
(3) 有価証券	1,553,317	1,527,921	△25,396
満期保有目的の債券	1,179,472	1,179,472	—
その他有価証券	8,825,146		
(4) 貸出金	△23,344		
貸倒引当金（※1）	8,801,801	8,764,675	△37,126
資産計	11,597,364	11,534,844	△62,520
(1) 預金	16,870,323	16,870,206	△116
(2) 講渡性預金	179,870	179,870	—
(3) 借用金	60,249	60,249	—
負債計	17,110,442	17,110,326	△116
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,485	3,485	—
ヘッジ会計が適用されているもの（※3）	6,920	6,920	—
デリバティブ取引計	10,406	10,406	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※3）ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	3,087
組合出資金等（※3）	3,655

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当中間連結会計期間において、非上場株式について19百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券				
売買目的有価証券				
国債	164	—	—	164
地方債	—	5,650	—	5,650
その他	—	1,499	—	1,499
有価証券				
その他有価証券				
株式	165,940	—	—	165,940
国債	373,823	—	—	373,823
地方債	—	316,723	—	316,723
社債	—	35,031	106,831	141,863
その他	36,074	145,046	—	181,120
資産計	576,003	503,952	106,831	1,186,787
デリバティブ取引				
金利関連	—	12,770	—	12,770
通貨関連	—	△2,446	—	△2,446
債券関連	43	38	—	81
デリバティブ取引計	43	10,362	—	10,406

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	55,460	55,460
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	125,697	—	—	125,697
地方債	—	1,402,224	—	1,402,224
貸出金	—	—	8,764,675	8,764,675
資産計	125,697	1,402,224	8,820,136	10,348,057
預金	—	16,870,206	—	16,870,206
譲渡性預金	—	179,870	—	179,870
借用金	—	60,249	—	60,249
負債計	—	17,110,326	—	17,110,326

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書等は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法に準じた方法で算出した価格を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

商品有価証券

商品有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、短期社債がこれに含まれます。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を市場金利に当社あるいは連結される子会社のプレミアムを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2023年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.1% - 9.5%	0.7%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023年9月30日)

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 、発行及び 決済の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のう ち中間連結貸借対照表日にお いて保有する金融資産及び負 債の評価損益
	損益に計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
有価証券							
その他有価証券							
社債	109,623	△41	△264	△2,485	—	—	106,831
							—

(※1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

当社グループはミドル部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、将来のキャッシュ・フローを現在価値に換算するための係数であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率が上昇（低下）すると、現在価値は下落（上昇）します。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2023年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	119,554	120,166	612
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	126,945	125,697	△1,248
	地方債	1,306,818	1,282,057	△24,760
	小計	1,433,763	1,407,754	△26,009
	合計	1,553,317	1,527,921	△25,396

2. その他有価証券 (2023年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	164,301	46,135	118,165
	債券	30,848	30,777	70
	地方債	3,611	3,611	0
	社債	27,237	27,166	70
	小計	195,149	76,913	118,236
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,639	1,662	△23
	債券	801,562	831,419	△29,856
	国債	373,823	395,080	△21,256
	地方債	313,112	320,726	△7,614
	社債	114,626	115,612	△986
	その他	181,120	194,800	△13,679
	小計	984,322	1,027,882	△43,560
	合計	1,179,472	1,104,795	74,676

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、社債 57 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて 50% 以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて 30% 以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間
経常収益	78,582
うち信託報酬	29
うち役務取引等収益	25,128
預金・貸出業務	7,288
為替業務	4,267
信託関連業務	1,783
証券関連業務	2,687
代理業務	2,408
保護預り・貸金庫業務	343
保証業務	156

(注) 上表には、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益等も含んでおります。また、役務取引等収益の内訳は、主要な業務について記載しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産

118,731 円 65 銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益

4,395 円 63 銭

潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する中間純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。